



Topic

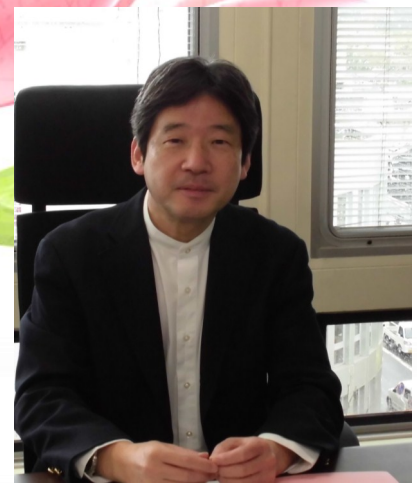
- ▶▶ 法テラス奈良 新所長紹介
- ▶▶ 法テラス南和法律事務所より
- ▶▶ 平成26年度 業務報告
- ▶▶ 平成27年度 事業案内

法テラス奈良 新所長 北岡 秀晃より ご挨拶

2015年4月10日から法テラス奈良地方事務所の所長に就任しました **北岡 秀晃**(きたおか ひであき) です。

法テラスは、誰でもどこでも平等に法的サービス(支援)を受けることができる社会を実現することを国の責務とし、そのための機関として設立されました。経済的弱者であっても医療を受けることができると同様に、法的な問題をかかえたあらゆる人に法的支援の手を伸ばし、問題を解決する、そんな社会を実現することが法テラスの目的であり、原点です。そのため、法テラスは、社会的・経済的あるいは地理的な理由等で、自ら法的サービスを受けることができない人々に寄り添う存在であり続けたいと思います。

より多くの方々に法テラスを知っていただき、利用していただくため、関係機関との連携を拡げ、深めていきたいと思っています。是非ともよろしくご協力いただきますようお願い申し上げます。



日本司法支援センター
奈良地方事務所
三代目所長 北岡秀晃

法テラス南和法律事務所より



法テラス南和法律事務所は、平成19年11月8日に開設されて以来、刑事国選事件、民事法律扶助事件、一般有償事件など、司法過疎地の法律サービスの提供に努めてきました。

近年、法テラスでは、司法ソーシャルワークへの取り組みが求められています。当事務所では、これまでは、後見・補佐などの個別事件での、関係機関との連携はありました。

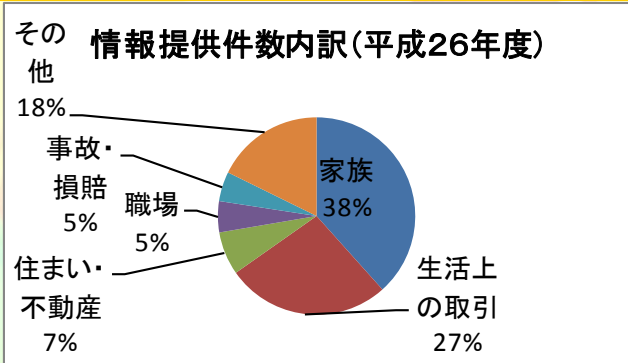
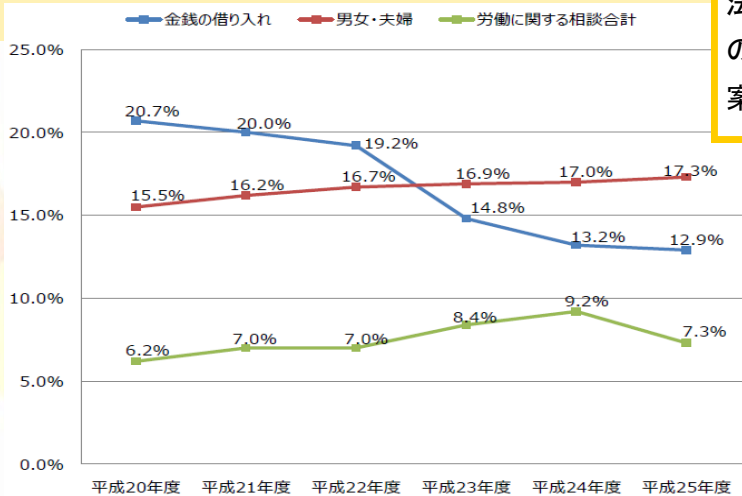
しかしながら、今後は、個別事件を越えて、関係機関の方々とは日常的に顔の見える関係を作っていけるよう努力したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平成26年度 業務実績報告

1. 情報提供業務

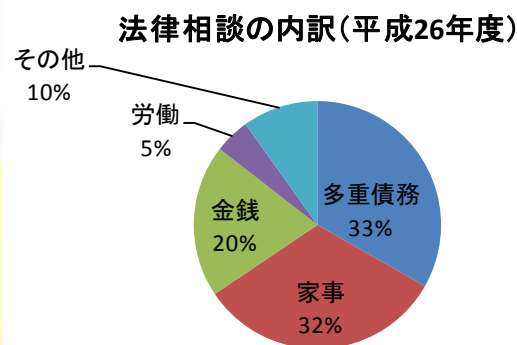
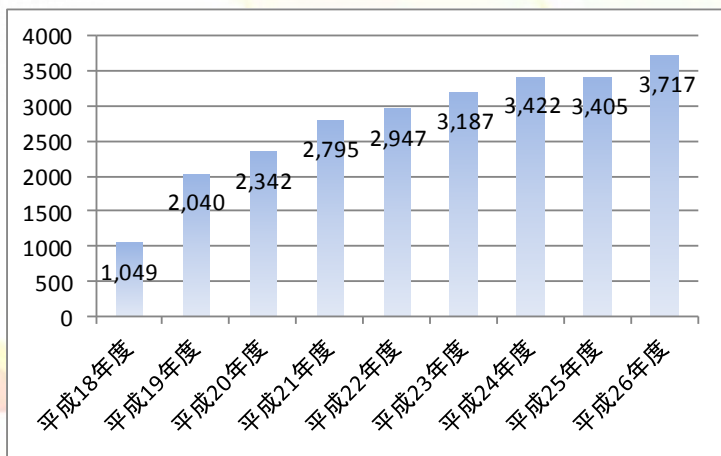
法テラスの入口業務である情報提供業務(相談内容に応じた法制度・関係機関情報の提供)で最も多い取扱い分野は、「借金の問題」から「家族の問題」へと相談の内訳が変化してきていることがう伺えます。左表はサポートダイヤルの受付件数のうち特定分野の傾向を示したものです)

法テラス奈良では、今年度**1608件**(昨年比**38%増**)の多くのお問い合わせをいただき、法制度の紹介や相談機関の案内を行いました。



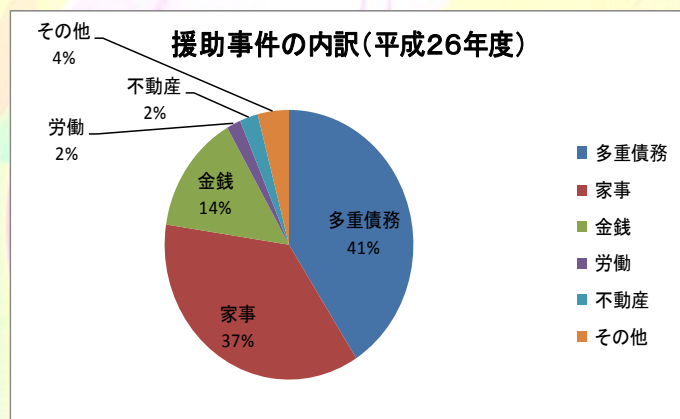
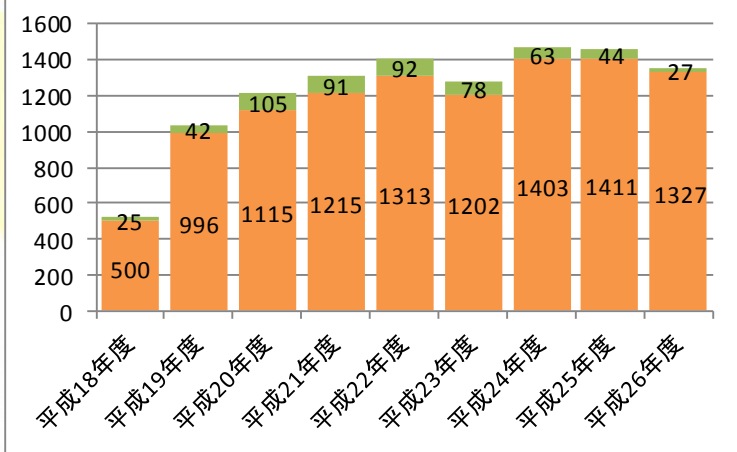
2. 法律相談援助

法律相談件数は、過去最高の**3,717件**でした。件数増加の要因としてはハローワークなど指定相談場所を増やしたことや、出張相談の利用が多かったことがあげられます。



3. 代理援助・書類作成援助

代理援助件数は、昨年度よりも減少しました。その原因の一つには多重債務問題の縮減にあります。書類作成援助件数は27件と、奈良だけではなく全国的な減少傾向です。



平成26年度地方協議会報告

▶ 「福祉との連携」をテーマに1月29日(北部会場)と2月4日(南部会場)の2回実施し、**118名の関係機関**の方にご参加いただきました！

今年度は奈良保護観察所と弁護士会とで共同で企画しました。

障がい者支援の活動をされている方々にご参加いただき、「法律専門家から見た障がい者支援—支援者支援について」「高齢又は障がいのある刑務所出所者等の社会復帰支援について」の基調講演をおこないました。

第二部として、地域定着支援センターや奈良市障がい福祉課、社会福祉協議会よりパネラーとしてご出席いただき、それぞれの立場より、障がい者支援についての関わり方についてパネルディスカッションを行いました。

毎回好評をいただいている「意見交換会」では、少人数のグループに分かれて、「**行動障がいのある方への支援について、どのような仕組みづくりが有効か**」をテーマに、意見交換会を実施しました。

終了後、参加者からは、「回を重ねるごとに身近な存在として感じる事ができた」「関係機関との連携がますます必要だと感じた」などの感想をいただきました。



その他活動報告

▶ 出張業務説明会・関係機関訪問の実施



出張業務説明会の依頼は、市町村の福祉担当課、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの福祉関係の関係機関から多くいただいております。

写真は「個人情報保護・取扱いについて」というテーマの依頼を受けて、地域包括支援センターでスタッフ弁護士が講師を担当したものです。

法テラスへの見学会も受け付けています。

スタッフ弁護士が出張し講演および業務説明等もできますので、お声をおかけください！

▶ 法テラスの日 記念イベント「一日法律相談会」の実施

4月10日は法テラスの日(設立記念日)です。一日法律相談会を実施し、多くの方の法律相談を受付いたしました。

法テラスでは、センター内や弁護士会館での相談の他、奈良県下の法テラスと契約している弁護士事務所での法律相談会も、午前・午後・ナイター・土曜日と開催されており、幅広く相談をお受けいただけますので、まずはお問い合わせください。



法テラスは国が設立した公益法人です。日本司法支援センター
平成18年4月10日に法人が設立されました。 **法テラス**

4月10日は「法テラスの日」

「法テラスの日」記念 無料法律相談会

共催：奈良弁護士会

開催日 平成27年4月10日(金) 法テラスの日

開催場所 法テラス奈良
*定例に達した場合は法テラスと契約している弁護士事務所の相談もご案内します。

開催時間 午前10時～午後7時まで

予約制 1人50分

ご収入や資産が一定額以下である方の場合、無料で弁護士に相談できます。
*弁護士・司法書士費用が心配な方もご相談ください。
*高度な法的な手続を弁護士・司法書士に依頼する場合の費用を無料ですべて替える制度(高度法律扶助制度)をご利用いただけます。

※ご利用には、収入・資産等の条件がございます。詳しくはお問い合わせください。

法テラス奈良(日本司法支援センター奈良地方事務所)
予約電話番号 **050-3383-5450**
予約受付時間：午前9時～午後5時
住所：奈良市高天町38-3 近畿電力ビル4F

http://www.houderasu.or.jp

平成27年度事業案内

▶ 地域包括支援センター相談担当（張り付け）弁護士制度のご案内【弁護士会と共催】

- ▶ 地域包括支援センターに弁護士を相談担当として張りつける制度を始めます！
- ▶ 奈良県下の地域包括を9グループに分けて、各グループごとに弁護士3～5名を担当として張り付けます

—顔の見える関係だから、できること—

入院先の病院から、地域包括支援センターに「80歳の高齢女性が退院になるのだが、独り暮らしは無理で戻せない」という相談が。



そうだ！先生に相談してみよう！



地域包括でも、本人と話をするも、認知が進んで、家賃滞納や入院の支払いについても、年金口座がわからず、たとえ分かったとしても包括職員には支出ができない。身内はいるようだが、連絡がとれない。

電話を受けて、1週間以内にアポを取り、包括職員とともに本人と面会。
・認知症が進んでいることを確認→成年後見制度の利用へ
・年金口座の確保と賃貸アパート立ち退きが課題。



相談を受けた弁護士が後見人となり、退院後の介護老人保険施設との契約、賃貸アパートの解約と明け渡し、年金口座の確保を行う。（地域包括から電話相談を受けて面会まで1週間、面会から後見申立まで1か月以内、審判まで半月以内、すべてが終了したの審判から2か月以内）

顔の見える関係にあったからこそ、すぐに相談でき、弁護士もすぐに動くことができた。包括の職員がほとんどの資料をそろえてくれていたので、申立も速やかにできた。

編集・発行 日本司法支援センター 奈良地方事務所

【所在地】奈良市高天町38-3
近鉄高天ビル6階

近鉄奈良駅より7番出口地下直結

近鉄奈良線「近鉄奈良駅」徒歩3分・JR線「奈良駅」徒歩10分
※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

【連絡先】0503383-5450

【業務時間】平日9:00-17:00

※窓口対応専門職員は平日10:00-12:00
13:00-16:00



 **法テラス奈良**

